

# 大分県報

平成二十九年  
号外（九二）  
十月十日

（火曜日）

## 目次

### 選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	一
衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	二
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印	三
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙等に押すべき印の押印の方法	三
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票用紙に表示する選挙の種類の特記について	三
衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者及び候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙の様式	三
衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式	四
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	四
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者の選任	五
衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所	五
衆議院比例代表選出議員選挙において大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所	五
衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないこと	五
衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の場所及び日時	六
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時	六

衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	六
衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設定	六
衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等	六
最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大分県審査分会長職務代理者の選任	七
最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場所及び日時	七
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	七
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	七
衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び放送回数	七
衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時	八

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第五十四号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

平成二十九年十月二十二日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙投票

○ 注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

選委印
県理之
分管会
大議員

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

備考

- 一 用紙はピンク色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
- 三 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第五十五号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

平成二十九年十月二十二日執行  
衆議院比例代表選出議員選挙投票

○ 注意

政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

他の政党  
その他の  
政治団体の  
名称又は略  
称

選委印  
之  
県理之  
分管会  
大挙員

備考

一 用紙はあさぎ色とし、赤色のインクで印刷する。

二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。  
三 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第五十六号

平成二十九年十月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

最高裁判所裁判官  
国民審査投票

○ 注意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。
- 二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

選委印  
之  
県理之  
分管会  
大挙員

×を書く欄

裁判官の氏名

備考

- 一 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。  
点字投票用紙

最高裁判所裁判官  
国民審査投票

選委印  
県理之  
分管会  
大挙員

備考

- 一 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷する。

- 二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。

大分県選挙管理委員会告示第五十七号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印
- 二 仮投票用封筒 市(町)(村)選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第五十八号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の方法を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第五十九号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票用紙に、選挙の種類を次のとおり表示する。

平成二十九年十月十日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 衆議院小選挙区選出議員選挙 しょう
- 衆議院比例代表選出議員選挙 ひれい
- 最高裁判所裁判官国民審査 しんさ

大分県選挙管理委員会告示第六十号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ピラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

候補者用

第 48 回 選挙区番号
衆議院補選 小者区 大分県
衆議院補選 小者区 大分県

備考

一 「第区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

二 候補者届出政党用

第 48 回 選挙区番号
衆議院補選 小者区 大分県
衆議院補選 小者区 大分県

備考

一 「第区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載する

ものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第六十一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第 48 回 選挙区番号
衆議院補選 小者区 大分県
衆議院補選 小者区 大分県

備考

一 「第区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第六十二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

選挙区	区分	住所	氏名
-----	----	----	----

大分県 第一区	選挙長	日田市淡窓一丁目四番四八号	一木俊廣
	選挙代理者	大分市大字上判田五五〇〇番地の一〇二	柳井孝則
大分県 第二区	選挙長	大分市明野西一丁目二六番四一六〇一号パ レストステージ明野式番館	大津留源
	選挙代理者	大分市大字曲八四四番地の一三	関隆晴
大分県 第三区	選挙長	大分市大字千歳五〇〇番地の九	矢野利幸
	選挙代理者	大分市大字駄原二八八一番地の一〇三	白井将明
<b>大分県選挙管理委員会告示第六十三号</b> 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。 平成二十九年十月十日			
大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣			
区 分	住 所	氏 名	
大分県選挙分会長	別府市京町五番一三号ヴィラ・フィオーレF一 号	秦 喜美恵	
大分県選挙分会長 職務代理者	大分市下郡南五丁目一〇番二六―七〇二号ドゥ ペール下郡五番館	高木政幸	
<b>大分県選挙管理委員会告示第六十四号</b> 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。 平成二十九年十月十日			
大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣			
十月十日 大分市大手町三丁目一番一号			
<b>大分県選挙管理委員会告示第六十五号</b> 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。 平成二十九年十月十日			
大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣			
十月十日 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館二階 正庁ホール 大分県庁舎本館五階 正庁ホール 十月十一日以後 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内			
<b>大分県選挙管理委員会告示第六十六号</b> 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行わない。 平成二十九年十月十日			
大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣			
<b>大分県選挙管理委員会告示第六十七号</b> 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。 平成二十九年十月十日			
大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣			
大分県第一区 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室 二 日時 平成二十九年十月二十五日十時			

大分県第二区

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成二十九年十月二十五日十時三十分

大分県第三区

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成二十九年十月二十五日十一時

大分県選挙管理委員会告示第六十八号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成二十九年十月二十五日十四時

大分県選挙管理委員会告示第六十九号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成二十九年十月十日十八時

大分県選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定により、平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分市の区域を分けて次のとおり開票区を設けるものとする。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

市町村名 開票区名 区域

大分市	大分市第一開票区	金池第一投票区、金池第二投票区、金池第三投票区、長浜投票区、荷揚投票区、中島第一投票区、中島第二投票区、中島第三投票区、春日第一投票区、春日第二投票区、春日第三投票区、王子投票区、八幡第一投票区、八幡第二投票区、八幡第三投票区、大道第一投票区、大道第二投票区、大道第三投票区、南大分第一投票区、南大分第二投票区、南大分第三投票区、南大分第四投票区、南大分第五投票区、南大分第六投票区、滝尾第一投票区、滝尾第二投票区、下郡投票区、津留第一投票区、津留第二投票区、東大分投票区、日吉投票区、日岡投票区、桃園投票区、原川投票区、明野北第一投票区、明野北第二投票区、明野南投票区、明野東投票区、鶴崎投票区、小中島投票区、乙津投票区、別保第一投票区、別保第二投票区、三佐投票区、家島投票区、明治投票区、明治北投票区、横尾投票区、高田投票区、松岡投票区、川添投票区、種具投票区、広内投票区、判田第一投票区、判田第二投票区、百木投票区、上戸次投票区、戸次投票区、下戸次投票区、吉野投票区、竹中投票区、河原内投票区、伊与床投票区、鷺野投票区、敷戸団地投票区、寒田投票区、田尻第一投票区、田尻第二投票区、宗方第一投票区、宗方第二投票区、木ノ上投票区、横瀬第一投票区、横瀬第二投票区、賀来投票区、東院投票区、大在西投票区、大在中央投票区、大在東投票区、坂ノ市投票区、丹生投票区、小佐井投票区、市尾上投票区、細投票区
大分市第二開票区	小浜投票区、本町投票区、田中投票区、白木浜投票区、古宮投票区、辛幸投票区、大志生木投票区、本神崎投票区、木佐上投票区、馬場投票区、一尺屋投票区、野津原第一投票区、野津原第二投票区、野津原第三投票区、野津原第四投票区、野津原第五投票区、野津原第六投票区、野津原第七投票区、野津原第八投票区	

大分県選挙管理委員会告示第七十一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

2 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

3 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

4 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき一万二千元

5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円

6 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

1 基本日額 一万円

2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ1の1、2及び3に掲げる額

2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円

2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元

3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元

4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元

### 大分県選挙管理委員会告示第七十二号

平成二十九年十月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大分県審査分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区分	住所	氏名
大分県審査分会長	大分市錦町二丁目一番二九号	山田 雅文
大分県審査分会長職務代理者	大分市王子山の手町一六番四号	阿部 一芳

### 大分県選挙管理委員会告示第七十三号

平成二十九年十月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会場の所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成二十九年十月二十五日十一時三十分

### 大分県選挙管理委員会告示第七十四号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成二十九年十月十一日十時

### 大分県選挙管理委員会告示第七十五号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成二十九年十月十一日十時三十分

### 大分県選挙管理委員会告示第七十六号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる放送回数を、次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

平成二十九年十月十日

大分県報号外（選管委告示）

平成二十九年十月十日

大分県報号外(選管委告示)

テレビジョン放送

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

届出候補者の数	一般放送事業者名	回数
一人又は二人	株式会社大分放送 株式会社テレビ大分	一一
三人以上	大分朝日放送株式会社 株式会社大分放送 株式会社テレビ大分	一一一

大分県選挙管理委員会告示第七十七号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成二十九年十月十日十七時三十分